

御所浦白亜紀資料館開館15周年特別展

「地上の覇者—恐竜と哺乳類、巨大鳥類—」 「第14回恐竜絵画コンテスト」作品展

同時開催

御所浦白亜紀資料館では、福井県恐竜博物館にご協力いただき、恐竜や恐竜の絶滅後に繁栄したほ乳類などにスポットを当てた特別展「地上の覇者—恐竜と哺乳類、巨大鳥類—」を開催します。

同時展示として、「第14回恐竜絵画コンテスト作品展」の入賞・佳作展示も行います。

また、野外での恐竜模型展示や、ジオツアーリズムガイドを活用した島一周クルージングの運行も行います。

多くの皆様のご来場をお待ちしています。

■と き=7月14日①～9月2日② 午前9時から午後5時まで (入場は午後4時30分まで)

■ところ=御所浦白亜紀資料館 (御所浦島開発総合センター内)

■展示物=●ティラノサウルスなど恐竜やほ乳類・鳥類化石約120点、同解説パネル●アロサウルスほか実物大1/2サイズの復元模型 (野外展示) ●絵画コンテスト優秀作品。

■入場料=おとな400円 (320円)、高校生300円 (240円)、小・中学生200円 (160円、市内の小・中学生は無料)、幼児無料。

※( ) は20人以上の団体料金。

【問い合わせ先】 御所浦白亜紀資料館 ☎⑦2325

～ジオツアーリズムガイド案内による

天草御所浦ジオパーク島一周クルージング～

7月21日以降の土・日曜日のみ (1時間40分程度)。

●出発時間=午前11時・午後1時30分。

●定員=12人 (先着順)。※当日申し込み。

●料金=1人1,000円、幼児は無料。

●コース=御所浦港～アンモナイト館～弁天島～京泊～採石場跡地 (船上)～白亜紀の壁 (船上)～御所浦港。

※天候によりコースを変更することがあります。

御所浦への交通手段

●平日…定期船、フェリー、海上タクシー。

●土・日曜日、祝日…大道港 (上天草市龍ヶ岳町) と御所浦港を結ぶシャトル船を運航します。

■出港時間=大道港…9:30、10:30、11:30。

御所浦港…13:30、15:40、16:30。

■片道料金=おとな400円、小・中学生200円、幼児は無料。

天草文化交流館製作体験講座

陶芸で恐竜製作に挑戦しよう!

御所浦町は、日本最大級の肉食恐竜の歯や草食恐竜の骨、日本最古の大型ほ乳類の化石などが発見されており、白亜紀の歴史が息づく天草の宝島です。

そこで、天草文化交流館では、天草の伝統工芸である陶芸で太古のロマン“恐竜”製作体験講座を実施します。

皆さん、恐竜づくりに挑戦してみませんか。

▶と き=7月14日① (成形)

7月28日②・29日③

(絵付け。いずれか1日)。

※いずれも午後1時30分から同4時まで。

※原則として2日間の参加になります。

▶ところ=天草文化交流館。

▶対象=小学生以上 (小学3年生以下は保護者同伴)。



▲ティラノサウルス



▲パラサウロロフス



▲トリケラトプス

護者同伴)。

▶定員=40人 (先着順)。

▶参加料=500円。

▶申込方法=7月12日④までに、電話またはFAX (住所・氏名・年齢・電話番号を記入) で天草文化交流館 ☎・FAX⑦5665へお申し込みください (※月曜日は休館)。

▶作品展=8月8日⑤から同19日⑥まで。

【問い合わせ先】 天草文化交流館 ☎⑦5665

ジェネリック医薬品をじょうずに使おう



ジェネリック医薬品は、最初に作られた新薬の特許期間が切れた後に、同じ有効成分や同じ効果をもつ医薬品として、製造・販売された新薬より安価な薬です。

ジェネリック医薬品をじょうずに使うことにより、皆さんの薬代が軽減されます。同時に、私たちの健康と安心を支える国民皆保険制度の負担軽減が期待できます。

Q ジェネリック医薬品はどうして安いのか?

A 新薬と比べ、研究・開発の期間と費用が大幅に削減できるため、販売価格が安くなります。医薬品によっては、ジェネリック医薬品が販売されていないものもあります。

Q 効き目や安全性は?

A ジェネリック医薬品の効き目や安全性は新薬と同等です。医薬品は薬事法によりさまざまな規制が定められており、品質や安全性については検査が行われています。

Q ジェネリック医薬品を使うにはどうしたらいいの?

A 使用の可否は、医師が個々の薬ごとに判断します。処方せんにあるジェネリック医薬品への「変更不可」の欄に、医師のサインがなければ、ジェネリック医薬品に変更することができます。薬局で「ジェネリック医薬品希望カード」を提示することで変更の意思を伝えられますので、薬剤師にご相談ください。

【問い合わせ先】 本庁・保険年金課 (内線1131)

年金情報



～国民年金保険料の免除申請受付について～

国民年金には、経済的な理由などで保険料を納めることができない人のために、保険料が免除される制度があります。免除の種類は右表のとおり4つあり、本人・配偶者・世帯主の前年の所得などにより判定され、申請した月からさかのぼって最初の7月から翌年の6月分までの保険料が免除になります。免除を希望する人は、本庁・保険年金課または牛深支所・市民福祉課、その他の支所担当課で申請してください。

なお、次の①～③のすべてを満たす人は申請の必要はありません。

- ①前年度の申請時に免除継続を希望している。
- ②全額免除または納付猶予 (失業を理由として承認された人を除く) を受けている。
- ③確定申告・住民税申告を今年している、または給与所得者で事業所が給与支払報告書を市に提出している。

◆免除の種類と納付額 (月額)

免除の種類	納付額
全額免除	0円
4分の3免除 (残りの4分の1を納付)	3,750円
半額免除 (残りの半額を納付)	7,490円
4分の1免除 (残りの4分の3を納付)	11,240円

免除を受けた期間分については、将来受け取る年金 (老齢基礎年金) の額が減額されますが、後で経済的に余裕ができた場合は、10年以内の免除期間については納めることができます。 ※本人と配偶者の前年所得が一定以下の30歳未満の人は「若年者納付猶予制度」が、学生は「学生納付特例制度」が利用できます。

【問い合わせ先】 本庁・保険年金課 (内線1136) / 牛深支所・市民福祉課 / その他の支所担当課